

平成30年 第7回総会・会議録

1. 日 時 平成30年7月10日(火) 午前10時～11時10分

2. 場 所 小倉南生涯学習センター3階 視聴覚室

3. 出席委員 農業委員 (15名)

2番 森上 恵美香	3番 間 勉	4番 川江 秀孝
6番 大迫 正勝	9番 椰野 保博	10番 井手尾 秋義
11番 八木田 経二	12番 岩谷 紀尚	13番 下澤 繁道
14番 古海 博	15番 濱中 興三	16番 稲光 進
17番 奥野 泰美智	18番 尾倉 加三	19番 中村 治雄

農地利用最適化推進委員 (10名)

20番 黒崎 隆博	21番 松根 豊春	22番 矢野 秀樹
25番 藤井 静博	27番 村田 安行	28番 平尾 長正
29番 古田 俊策	31番 三村 訓章	32番 中畑 栄
33番 寺岡 朝治		

4. 欠席委員 (8名)

1番 藤堂 孝雄	5番 永津 てるみ	7番 大川 國保
8番 村上 護	23番 中村 眞一	24番 大下 治三
26番 尾上 進	30番 立岩 新吉	

5. 事務局・出席職員 (6名)

事務局長 森元 義男	次 長 石丸 校寛
係 長 橋本 浩司	主 査 奥 浩二
主 査 武智 良枝	嘱 託 橋本 哲治

6. 報告事項

報告第32号 使用貸借権の解約について	3件
報告第33号 非農地証明願について	3件
報告第34号 農地法第3条の3規定による届出について	2件

報告第 35 号 農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による農地転用届出について 5 件  
 報告第 36 号 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による農地転用届出について 3 件  
 報告第 37 号 農地法施行規則該当転用届について 2 件

## 7. 議案及び結果

議案第 30 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について 3 件  
 議案第 31 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について 2 件  
 議案第 32 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による決定について 28 件  
 議案第 33 号 平成 31 年度予算等の要望書（案）について（農政関係）

事務局長	<p>おはようございます。定刻の 10 時になりましたので、平成 30 年第 7 回 東部農業委員会総会を開催したいと思います。先週末以来、豪雨被害で大変ご苦勞をされているかと思われま。委員の中にも、本日は交通渋滞でこちらの方に来ることが出来ないとのご連絡をいただいております。大変な状況の時に、こちらにおいでいただきありがとうございます。総会に入ります前に本日の委員の皆様の出席状況でございますが、33 名中、25 名のご出席でございますので定数に達しております。では以降の進行ですが井手尾会長、よろしくお願いたします。</p>
井手尾会長	<p>ただ今より、平成 30 年 第 7 回総会を開催します。農地関係議案、報告第 32 号から事務局説明をお願いします。</p>
事務局	<p>第 7 回総会に次のとおり報告および議案を提出する。        平成 30 年 7 月 10 日        北九州市東部農業委員会会長 井手尾 秋義        報告第 32 号 使用貸借権の解約について        &lt;第 1～3 項について別紙議案書のとおり内容を説明&gt;        以上、3 件ご報告いたします。</p> <p>報告第 33 号 非農地証明願について        &lt;第 1～3 項について別紙議案書のとおり内容を説明&gt;        以上、3 件ご報告いたします。</p> <p>報告第 34 号農地法第 3 条第 3 規定による届出について</p>

<第1～2項について別紙議案書のとおり内容を説明>

以上、2件ご報告いたします。

報告第35号農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出について

<第1～5項について別紙議案書のとおり内容を説明>

以上、5件ご報告いたします。

報告第36号農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出について

<第1～3項について別紙議案書のとおり内容を説明>

以上、3件ご報告いたします。

報告第37号農地法施行規則該当転用届について

<第1～2項について別紙議案書のとおり内容を説明>

以上、2件ご報告いたします。

井手尾会長

本件は報告事項でございますので、ご承認願います。

それでは、これより議案の審議に入ります。議案第30号「農地法第3条の規定による許可申請について」事務局説明をお願いします。

事務局

議案第30号 農地法第3条の規定による許可申請について

<第1～3項について別紙議案書のとおり内容を説明>

以上、3件ご審議お願いいたします。

井手尾会長

それでは今回、現地調査を行っていただいた第1項小倉南区朽網東地区担当の川江委員さん説明をお願いします。

川江委員

この件につきましては、先程の報告第32号第1項の使用貸借権の解約にあたります。借り手であった井上さんの息子さん買い受けるという内容でのご審議お願いいたします。

井手尾会長

それでは第2項小倉南区大字母原地区担当の椰野委員さん説明をお願いします。

椰野委員

先日、岩本さんから、ぬかるんで機械が入らないため米は作れない農地を、果樹園にしたいという話があったと、連絡を受けて確認したものです。

井手尾会長

それでは第3項小倉南区大字貫地区担当の尾倉委員さん説明をお願いします。

ます。

尾倉委員

この件は、譲受人の営農希望によるもので、適正に耕作されることは間違いなく、問題はありません。

井手尾会長

ただ今の説明等に関して、何かご異議ご質問等はございませんか。

(異議なしの声)

ご異議は無いようですので、議案第 30 号につきましては、許可といたします。

続きまして議案第 31 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」事務局説明をお願いします。

事務局

議案第 31 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について  
<第 1～2 項について別紙議案書のとおり内容を説明>  
以上、2 件ご審議お願いいたします。

井手尾会長

それでは、今月の担当は第 2 調査委員会ですが、本日、大川調査長及び尾上副調査長ともに欠席のため、今回、現地調査をされた第 2 調査委員会の八木田委員、代理で報告をお願いします。

八木田委員

議案第 31 号の第 1 項と第 2 項については、先程第 2 調査委員会で承認を受けております。位置図を別紙 13、14 ページにつけております。内容につきましては、第 1 項の申請地は 10ha 以上の第 1 種農地にありまして九州自動車道の県道沿いに位置し、現況は耕作中の畑であります。隣接する資材置場の拡張を目的とした転用で、水利承諾書及び隣地承諾書も得ており特に問題はないと思われまます。

第 2 項につきましては、空港跡地で九州労災病院に近隣する第 2 種農地であります。資材置場に転用することは問題はないと思われまます。以上ご報告致します。

井手尾会長

ただ今の説明等に関して、何かご異議ご質問等はございませんか。

(異議なしの声)

ご異議は無いようですので、議案第 31 号につきましては、許可相当といたします。

続きまして議案第 32 号「農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による決定について」事務局説明をお願いします。

事務局

議案第 32 号について 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による決定について

<第 1～28 項について別紙議案書のとおり内容を説明>

以上、28 件ご審議お願いいたします。

ただ今の説明等に関して、何かご異議ご質問等はございませんか。

(異議なしの声)

ご異議は無いようですので、議案第 32 号につきましては、原案どおり決定いたします。

それでは引き続き、農政関係の議案審議に入ります。

事務局長

それでは引き続き、農政関係の議案に移ります。別添資料「第 7 回総会一般議案書」をご覧ください。議案第 33 号「平成 31 年度予算等の要望書(案)について」でございます。この内容につきましては、例年、東部農業委員会から現場で抱えている様々な農政関係の課題につきまして、行政、北九州市に対して一般要望という形でまとめさせていただいております。

議案といたしましては、平成 31 年度予算等の要望書(案)を次のとおり決定したいので、承認をもとめる。尚書きを付けさせていただきます。承認後は運営委員会に諮るものとする。とありますのは、本日この総会で出ました意見でございますとか、後日直接事務局の方にご意見があらうかと思えます。そのような場合、再度総会を開くのではなくて、運営委員会の方に諮らせて頂ければと思えます。それでは、説明に入らせていただきます。

(事務局長 説明)

事務局長

要望事項の 3 点目ですが、以前の総会の中で質問のあった、「農地中間管理事業を活用した圃場整備は担い手に集約する必要がある」という点について、農林課より答えを預かってきました。当初面積の 8 割を担い手に集める必要があるが、それを担う人数は、集約するにこしたことはないが、ケースバイケースでいいということです。

井手尾会長

ただ今の説明等に関して、何かご異議ご質問等はございませんか。

奥野委員 兼業農家への支援が出ておりますが、現状では兼業農家が圧倒的に多いです。援助をして欲しいということではないのですが、前々から言っております農地の多面的機能における一連の生産物は、8兆数千億円にあたるそうで、その中で占める割合は専業農家よりも兼業農家の方が多いです。昔、販売農家は年間50万円以上の収入があるという規定がありましたが、近頃あまりそれは聞きません。農家の基盤を支えている兼業農家を評価していただきたいと思います

井手尾会長 他にございませんか。

黒崎委員 遊休農地の解消に向けた実践活動の件ですが、トラクターによる耕運をJA青年部はどのくらいの単価でやっているのか聞きたいです。もう一つは市の指定の公的井堰は、何件ありますか。

井手尾会長 奥野委員の意見についてですが、兼業農家については以前から市の要望事項の中でも述べております。

黒崎委員の意見についてですが、県から中間管理機構の関係でポイントを絞って、実証的な事を行っていきたいと話があり、補助金をどのように確保するか等つめております。分かり次第、皆さんにお伝えするつもりです。同じJAでも遠賀や中間ではしておりません、北九州の青年部と意見交換をやっているところです。

また、井堰はどのくらいあるかということですが、先程事務局長が説明したように西部の井堰の調査はある程度済んでいます。東部の方は遅れているので、前回の市との意見交換の中では、きちんとやってもらうように申し入れています。県と市の管轄の違いも、一括していく動きがあります。

奥野委員 先程の兼業農家の件ですが、もう少し文書としてきちんと挙げていただきたいと思います。見過ごされてしまいます。そして、井堰の事がありました、同じ校区の中でもまちづくりと農政が作ったのでは業者が違いますが、形が違います。その整理をよろしくお願いします。

井手尾会長 市の調査は遅れています。井堰の作り方が違うので、問題点があることは事実で、そのことは市も把握しているし、今後そのことは整理されると思います。今回大雨の影響でほとんどの井堰がオーバーフローしています。速やかに調査をするように要望書に盛り込んでいます。

先程、事務局長からもありましたが、運営委員会で協議して総会に下ろすのが順序ですが、過去やってきたことに肉づけしながら、出来るものから素早く市に取り組んでいただきたいという内容です。必要があれば運営委員会で再度協議します。よろしいでしょうか。

黒崎委員

遊休農地について、1.8 倍課税するという制度が出来ましたが、実際はされておられません。今後どうするのでしょうか。

もう一つ、「農地を適切に使っていない所があるのに、草刈りをしていないからといって文句を言われる筋合いはない。」と言われました。

事務局長

まず一つ目、遊休農地に対する課税強化の件でございます。農地法改正で遊休農地解消の手段として、農業委員会が現地を確認し、所有者に対して勧告指示と法律に基づく手続きをとったのち、最終的にそれでも中間管理機構に貸さないということであれば、課税強化をするという仕組みでございます。遊休農地の問題は所有者に対して、借りる人がなければ地域の人がどうするか、農地をその地域がどう守っていくかという事です。

この課税強化に踏み込んでいくと農業委員会としても様々な段階を踏んで、中間管理機構や県とやり取りをしないといけなくなります。全国的にみても課税強化に取り組んだ農業委員会は極々わずかです。課税強化で、すべてが解決するのであれば、どの農業委員会もそのような方面に取り組んでいくと思います。

次に、すでに違反転用がされている農地に対しての指導についてですが、強化パトロールで回った所がということですよ。会長、副会長を含めまして強化パトロールをして、すべての現地につきまして現状の共通の問題点、課題を整理させていただきました。関係部局と協議する必要もありますし、一朝一夕に解決できる問題ではございませんので、引き続きの対応ということでご理解をいただきたいと思います。

井手尾会長

税法の関係については私の方から申し上げておきます。全国の農業会議所等が 20 年前に一度、遊休農地に税金を掛けたらいいのではないかと、農林省に出しておりました。ですが、各都道府県の農業委員会で、そう簡単に遊休農地が無くなるわけではない、行うまいということになった訳です。

今度また新しい法律の中で、1.8 倍が出てきました。しかし色々な問題も出てくる訳ですから、この問題に関しては時間をかけながら行っていくということはどうでしょうか。

要望書については、この方向でいくし、問題点があれば運営委員会で論議して皆様方にお諮りするということとさせていただきます。よろしいでしょうか。

柳野委員

北九州市農畜産物のブランド化の強化についてですが、合馬の筍がありますし、小倉牛は市内で 5 軒で、黒毛和牛は小倉南区の 3 軒だけでしております。市の方から、繁殖牛を 10 頭入れてもらいましたが、もう 10 頭ほど導入していただければ経営の安定化に向かうと思います。

井手尾会長

その件については、生産者組合の方から文書で挙げていただければ事務局で整理をしていくということで、榑野委員よろしくお願ひします。

予算要望の件については承認するというこゝで進めさせていただきます。

次に、その他の項として、農地パトロールの実施について事務局からの連絡をお願ひします。

(橋本係長 説明)

橋本係長

最後に遊休農地の解消について、1件ご報告をさせていただきます。平成25年の調査の際に発見されまして、長らく遊休化していました曾根新田の約5反ほどの農地が、黒崎委員の粘り強い努力により耕作者とマッチングし、利用権が設定されました。黒崎委員ご苦勞様でした。農地利用最適化推進委員としての、正に成果でございますので、ご報告させていただきました。

井手尾会長

委員としての2回目の調査、パトロールに入るわけですから、今回は手際よく出来ると思いますのでよろしくお願ひします。

私の方から2点ございます。朝のニュースでありましたが、道の駅にほとんど野菜が入荷してこないという事で、高騰が続くのではないか、出荷できる農家にとってはチャンスです。もう1点は、東部農業委員会の管轄内で海外に野菜を輸出しているというのはあまり聞いたことはないですが、農水省が今日、輸出野菜が1兆円規模になるだろうと発表しております。ブランド化の野菜を作っているところは、希望に満ちているわけです。

そういうこゝで、決して暗い話だけではない、希望を持ってやっていただきたいと思ひます。

以上をもちまして本日の議案審議は終わりました。本日の署名委員さんは、29番古田委員と31番三村委員です。よろしくお願ひします。そのほかで何かございせんか。

無ければこれで平成30年第7回総会を終了します。お疲れ様でした。